

議案第48号

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和2年6月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、富士見市都市計画税条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市都市計画税条例の一部を改正する条例

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）の一部を次のように改正する。
附則第18項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。